

被扶養者の取消について

● 学生の長期休暇期間の収入増加にご注意を！

大学生等が長期休暇期間になるとその期間のみアルバイト収入が増加し、扶養認定を取消すという事例が増えてきます。

学生であっても、給与月額が3ヶ月連続108,334円超過または3ヶ月平均108,334円超過となった場合は、遡って取消すこととなりますので、ご注意ください。

● 被扶養者の認定取消となった際は、組合員被扶養者証の速やかな返却を！

被扶養者認定の取消をされる場合は、被扶養者申告書に組合員被扶養者証を必ず添付してください。

取消日以降に、組合員被扶養者証を使用して医療機関を受診されていた場合、医療費の返還をしていただくこととなりますので、ご注意願います。